

一般社団法人日本医療検査科学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人(以下「本会」という。)は、一般社団法人日本医療検査科学会と称する。

2 本会の英文名は The Japan Association for Clinical Laboratory Science (略称 JCLS)と表示する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(従たる事務所)

第3条 本会は、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所(支部)を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、臨床検査の発展を国際的レベルで推進し、これを普及させ、医療技術の向上を図り、もって国民の健康保持と増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催及び展示会の併催
- (2) 機関誌その他出版物の刊行
- (3) 体外診断用医薬品・医療機器の国際化及び標準化などに関する研究会の開催並びに会誌の発行
- (4) 内外関係学術団体との交流
- (5) 研究の奨励・助成及び研究業績の表彰
- (6) 臨床検査に必要な資格の認定に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同して入会した個人若しくは団体
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するため入会した個人若しくは団体

2 前項各号に掲げる会員の権利については、理事会の決議により、別に定めるところによる。

(入会)

第7条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 本会の会員は、別に定める規定にしたがって会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産、民事再生、会社更生等の法的手続きの申し立て、又はこれに準じる手続きの申し立てがなされたとき

(3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(4) 除名されたとき

(5) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

(任意退会)

第10条 会員は別に定める退会届を、理由を附して、理事長あてに提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名及びその他の処分)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(2) 本会の会員としての義務に違反したとき

2 会員に対するその他の処分をするために必要な規定については、別に定める。

第4章 役員、評議員、職員

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。

4 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とする。

5 副理事長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、別に定めるところにより社員総会において評議員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、兼務することができない。

(理事の職務及び権限)

第 14 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本会の業務を総理し、この法人を代表する。
- 3 副理事長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を執行する。
- 4 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がすみやかに理事会を招集して新たな理事長を選任する。
- 5 理事長、副理事長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会における議決権を有しない。

(役員任期)

第 16 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前 2 項の規定にかかわらず、前任者の任期が満了する時までとする。
- 4 役員任期は、連続して 8 年を超えることはできない。ただし、8 年目については当該事業年度における定時社員総会の終結の時までとする。
- 5 理事長及び副理事長の任期は連続して 2 期を超えることはできない。

(社員)

第 17 条 本会に評議員を置く。

- 2 評議員をもって、法人法上の社員とする。
- 3 評議員は、正会員の 10%相当数を上限として社員総会において選任された者とする。
- 4 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。ただし、最終任期は 65 歳を迎える事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。尚、当該評議員が社員総会決議取消しの

訴え、解散の訴え、役員に対する責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該提起が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わないものとする。その際、当該評議員は、社員総会において役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

5 評議員を推薦するために必要な規定については、別に定める。

(評議員の解任)

第 18 条 評議員が次の各号に該当するときは、社員総会において、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) その他解任すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、倫理・COI 委員会を設置して審議し、その任期中であっても社員総会に諮ることができる。その場合は当該評議員に、社員総会の 1 週間前までに通知するとともに、かつ、解任の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員及び評議員の報酬)

第 19 条 本会の役員及び評議員は無報酬とし、退任時の退職金も支給されない。ただし、会務のために要した費用は、支弁することができる。

(職員)

第 20 条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事会の議決を経て理事長が任命する。
- 3 職員は有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の構成)

第 21 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の招集及び議長)

第 22 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、理事長が招集する。理事長以外の理事は単独で理事会の招集を理事長に請求することができる。理事会招集の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、請求をした理事は理事会を招集することができる。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会決議)

第 23 条 理事会は議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。

(理事会決議の省略)

第 24 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(社員総会の構成)

第 25 条 社員総会は、すべての評議員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第 26 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 評議員の解任
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の招集)

第 27 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、理事会又は監事が必要と認めたときに、理事会の決議により理事長が招集する。

4 前項のほか、評議員現在数の 5 分の 1 以上から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求されたときは、理事長はその請求があった日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

5 社員総会の招集は、遅くとも開催日の 2 週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所その他必要事項を記載した書面をもって通知する。

(社員総会の議長)

第 28 条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故がある場合には、副理事長がこれを行う。

(社員総会の議決権)

第 29 条 社員総会における議決権は、評議員 1 名につき 1 個とする。

(社員総会の決議)

第 30 条 社員総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の評議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 前項において議長は議決に加わる権利を有しない。ただし、議長が表決の代理人として委任された場合を除く。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 評議員の解任

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(社員総会議事の会員への通知)

第 31 条 社員総会における議事の要領及び議決した事項は、本会の機関誌とホームページに掲載し、全会員に通知する。

(議事録)

第 32 条 すべての会議には、議事録を作成する。

2 社員総会議事録については、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名又は記名押印のうえ、これを主たる事務所に備え置く。

3 理事会議事録については、出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印のうえ、これを主たる事務所に備え置く。

第 6 章 学術集会

(学術集会)

第 33 条 本会は、毎年、学術集会（大会、例会等）を開催し、学術集会長がこれを主宰する。

2 学術集会長は評議員の中から自薦・他薦に基づき理事会で選任し、社員総会で報告する。

3 学術集会の企画・運営については、別に定める。

第 7 章 委員会

(委員会の設置)

第 34 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、社員総会、理事会、その他の機関の権限を冒すものではないものとする。
- 3 委員会の構成及び任務に関しては別に定める。

(委員長の委嘱)

第 35 条 委員会の委員長は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第 8 章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て決定される。

- 2 理事会は、決定された事業計画及び収支予算を社員総会に報告しなければならない。
- 3 事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とし、理事会は変更内容の詳細を社員総会に報告しなければならない。

(収支決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会で報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (4) 財産目録
- (5) 会員の異動状況書

- 2 前項第 2 号から第 4 号の書類については、定時社員総会の承認を得なければならない。

(借入)

第 38 条 本会が、借入れをしようとするときは、理事会及び社員総会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(書類及び帳簿の備置き等)

第 40 条 本会の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備置かなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿

- (3) 役員及びその他の職員の名簿並びに履歴書
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 事業報告書
- (6) 附属明細書（財産目録）
- (7) 資産台帳及び負債台帳
- (8) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (10) 処務日誌
- (11) 官公署往復書類
- (12) その他必要な書類及び帳簿

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 本会は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の制限）

第43条 本会は、剰余金の分配は行わない。

（残余財産の処分）

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄贈するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

（細則）

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

（法令の準拠）

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附 則

1 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成25年3月31日までとする。

2 本会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(住所非表示) 杉浦 哲朗

(住所非表示) 奈良 信雄

3 本会の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 杉浦 哲朗

設立時理事 磯部 和正

設立時理事 大澤 進

設立時理事 野村 文夫

設立時理事 細萱 茂実

設立時理事 村上 正巳

設立時監事 奈良 信雄

設立時代表理事 杉浦 哲朗

4 本会設立後の最初の評議員は、第17条の規定にかかわらず、任意団体日本臨床検査自動化学会会則に基づき評議員として選出されたもので、本会設立時においてその資格を有する者とする。

5 この定款変更は、平成27年10月9日より施行する。なお、第17条4項のただし書き該当者で、平成27年度に役員に就任した者は、平成29年に開催の定時社員総会終結時まで評議員の地位を失わないものとする。

6 この定款変更は、平成28年9月22日より施行する。

7 この定款変更は、平成29年6月24日より施行する。

8 この定款変更は、令和2年1月6日より施行する。